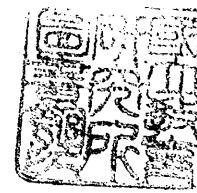
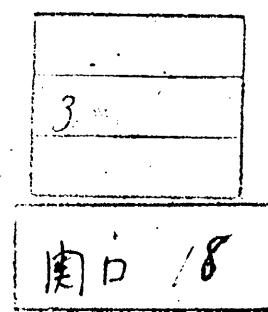


秘

米國教育便節團に協力すべき
日本側教育委員會の報告書



第二編 意見

目次

- 一、教育勅語に關する意見
- 二、教權確立問題に關する意見
- 三、學校体系に關する意見
- 四、教員協會又は教育者聯盟に關する意見
- 五、教育方法問題に關する意見
- 六、國語國字問題に關する意見

一、教育勵輔に關する意見

「從來の教育勵輔は天皇の公達を示されしものとして表して置りにはあらざるも、時勢の推移につれ國民今後の精神生活の發達たるに適せざるものあるにつき更めて平和主義による新日本の建設の旗幟となるべき國民教育の新方針並びに國民の精神生活の新方針を既示したもの如き詔書をたまはり度まこと

二、右詔書は學校にある兒童生徒等並びに教職員を國家とするものであるも、更に一般國民にも親しく御存びかけたるものであり度まこと
三、右詔書はその主論として

一、人間性へ盡の元氣と忍耐尊重、寛容勵精のこゝる、宗教的情操等々

一、國主的禮節（臣民對君、尊者對卑々）

一、舍己的禮節（我我對我、尊者對卑々）

一、社會生活へ重視と實踐、眞諦と誠實禮節、社會的正義等々

一、家庭及學校生活

一、國家生徒、日本民族共存等

一、國際精神

一、平和と文化

其の精神等を重んぜられたきこと

國石詔書は如何なる風序にせよ國王の列寧を避け度くまたこれを陛下より御命令になる如き御言葉は易に避けることにしていださ度く陛下御詔勅に於て國王の列寧を御覺悟せられ御書に致して極大の御警戒を告せたまふ御旨の十分參み臣たものをいたさきたし。

總而にして從來の教育勵輔は蒙の遺憾より出立し、議會、國家の體にいたる順序既往なるも、かゝる體育よりも莫比の本心、人情そのもの、奉賢を傳承する普邊的建議がある。三に挙げたるは大方との權の建議であるが、これが從來の教育勵輔に缺けてゐた。即ち國家と臺灣とを最初の、そして最後の教育自體として、是人と人情の

價値を認めぬかのやうな處があつた、この點についての御説正なる御示していただき度い。

また「愛國民、ハ、ハ、スヘシ」といふ如き御命令に似た御訓葉も是れに過ぎていただき度いと思ふ

西石諭喜は極めて平易で人々に親しみやすい形をもつて、若し出来るならば國語又諺をもつて御示し下さるを望む、筆者として本年頭の諭喜の如き形式でいただき度い

二、教科確立運動に關する意見

教科確立の方法に關しては種々考究せらるべ見るが、本委員會は其の範圍を、米國委員より示唆を受けたる Board of Education 規定に依り考究することに該走したり

米國委員の説明は直より動情と歴史とを基にする日本にそのまま實現するを得ざるも其の大體に於ては中等教育及国民學校に當し教科確立を期する方法として充分考慮に値するものと認め被審議したる結果其の實績としては大體に於て一過したる委員會の意見は左の如し

一、學校に於する文部省及地方の生産性を縮少し其の發する指示命令は大綱に止むること

二、府廳に地方教育委員會（以下委員會と稱す）を設くること、地方教育委員の開度は之を廢止すること

三、委員會は法律を以て之を走むること

四、委員會は知事の監督下に在るも之を議決機とすること

五、委員會の員は十名を標準とし現職教員、地方教育監督官吏及公民より選出

3

是す其の教員たるものには教員之を互選し公民たるものには一般の選舉に依り之を定む但し公民に付ては被選舉資格に條件を付する要あるべし其の數の配分に付ては更に考究するを要するも官吏は定員十人に付二人を越へざること

六、府廳を若干の區域に分ち其の區域等に一の委員會を設くこと其の区域は一定するを得ざるも其の所管區域に於ては地方の實情と隔離するに至るべく之と反對に委員會の員を詰りに増加するときは委員會と地方との情實關係を認識するの處あり

七、委員會は其の區域内の中等學校及國民學校に於する教科を行ふものとす之には勿論兩者の間の優劣感を矯正する割度の實況を前進とするものなり從て兩者の教學資格及參成標準並待遇等の統一をなすことを要す西月一日より實施せられたる學給令及、官吏開度の改正は此の希望と一致するものなるが故に是より実績なきも兩學校間の差別激感を實現することに更に一層の努力を拂ふこと

八、委員會は知事に對し教員の任免獎勵、教科書の採用、認定教科書の認定を前進とす一学科課程の標準決定等に於し異常權を有することにて

講學の職務は學校經營に従事する指導運動をなすに止り人事に關與せず但し知事及委員會に對し報告書を提出せしむること、し其の中に人事に對する意見を述べしむるは適當なり

九、國民學校及青年學校の教員俸給は法律を以て國及府縣の標準と規定せらるゝが故に此の點より數種の確立を有するゝ處なきに至りたるもの就費に付ても亦市町村當局者又は父兄會等の援助を求める學校當事者等の勞苦を緩和し此の方面よりも數種の確立を有するか爲めに法律を制定し生徒兒童一人當の金額を定むること必要なり但し此の金額は學校を維持する教養程度たるべし、學校當事者と教育を連絡する市町村當局者との協力に依り學校施設を充實せしむるの美點は充分尊重すべきものと信ずればなり。而して其の教養金額は地方に依り又學校の種類により差異あること當然なるが故に其額に依り決定せらるものとなすこと適當なり。併し此の標準の教養金額は又は府縣の標準となすべきものとす。

三、學校体系に關する意見

現行の我が國學校系統の主なるものは國民學校初等科修了後

- (一) 中等學校・高等學校・大學へと通ずるものと、
- (二) 中等學校・軍門學校へと通ずるものと、
- (三) 國民學校高年科・青年學校・大學へと通ずる系統である。

(一)は第一級の最終學校即ち大學へ通ずる系統であり、(二)及び(三)はそれぞれ第二位及び第三位の最終學校へ通ずる系統である。而してこれ等の各系統は互に他の系統への連絡即ち横の連絡を欠いてゐる。

この學校系統の三種別は國民生活の階層化を助長するには有利を韻度であるが、能力に驟じて進學に、又生活向上に均等の機會を與へる爲には不利な韻度である。何故ならば(一)の系統を追ふて高等學校へ入學した者は當然大學への進學が許され、大學卒業後は最高學府を出た者として他の學校卒業生よりも一層優位に昇り得る機會を與へられ易くなつてゐるが、(二)の系統を追ふて軍門學校へ入學した者は中等學校在學當時の學業成績及び品性等の如何にかかはらず、大學(最高學府)への進學に大

なる障礙を受け、大部分はその卒業後(一)の系統を追ふた者よりも劣位に立たざるを得たいやうになつて來り、更に(三)の系統を追ふた者は、一部分の者が除くの外は上級學校への進路を見出し難く立つてゐる。

社會の階層化が事實上に行はれることは避け難いことであるが、これをは學校系統の韻度の上から助長するが如きことは、民主主義の要求の強い當時に於ては出来るだけ改めらるべきではからうか。

我が國學校系統の改正に關しては早くより讀者の注目を引き、今より三十數年前には工部教育委員會に於て中等工業學校と高等工業學校と大工學校との三段階を二段階とすべきであるとの事が提出せられ、その後内地大農氏の提案があり、更に昭和十二年には教育同志會の改正案が提出せられた。これ等の改正案は内容上多少の別はあるが何れも現行の(一)と(二)との系統の別を改めて一系統にせんとしたものである。而してこれら等の改正案中教育同志會の案は當時有力な支持者も多く、その結果教育審議會の間にも上つたのであつたが、僅か一票の差で否決せられたと傳へられてゐる。

しかし昭和十二年と今日とで如何に一變してゐる。それが第一回
教育使節團に協力スペキ日本側委員」はその會合に於て、我が國民の教
育の程度を一層向上せしめるとともに教育の民主化を一層促進せしめる
意味に於て學校系統の問題をも審議すべきであるとして、種々意見を交
換し次の如き二案を得た。但しこれ等の案は日本側委員の総意の決議と
なつたものでなく、参考案として大多数の委員の實感を擧したものである。

第一案

(一) 滝四才より六才に到るまで二ヶ年間を幼稚園教育の期間とし、満五才
より六才に到る一ヶ年間を出来るならば義務的とする。

(二) 滝六才より六年齢の小學校に入學せしめ、これを義務的とすること。
(三) 小學校の上で三年間の初級中學校（既に中學校としてもよい）を置き、
これを義務的とすること。但し初級中學校に於ては職業別の中等種別
を設げず、主として普通教育を行ふ學科とすること。

(四) 三年齢の初級中學校の上で、一方に三年齢の上級中學校（高等學校と
してもよい）を設けるとともに、他方三年齢の青年職校（分科）を

設けること。而して上級中學校へ入學したい者は既て青年職校に入學
せしめること。若く上級中學校及び青年職校中には職業別の中等種別
をも認めること。

(五) 三年齢の上級中學校の上級生又は五年齢の大學生に於けること。而
して上級中學校卒業生にはその職業別の中等課程を設けず無しく大
学への入學資格を認めること。

(六) 三年齢の青年職校の上で三年齢の研究科を置き、研究科修了者に對し
て上級中學校卒業生と同様に大學への入學資格を認めること。
由大學は一段には最高等教育機関とするも、更に學術の理論及びその應用
於てその研究を助成するとともに、我が國社會の發達に參すること。
而して大學への入學資格は何れの大学の卒業生でも兩箇に亘へられ
ること。

(八) 研究（環行）は既てこれを通過して、教育大學とし、教育大學へ
の入學資格は他の大學と同様にすること。而して教育大學の卒業生は

小学校及び初級中学校の卒業となり得ることとするとともに、他の大學生の卒業生も一定の試験期間を経たる後これ等の學校の卒業たり得ることとすること。

上級中學校の教員資格は大學卒業後一定期間専門等の研究に従事し、國家試験（科目別試験）に合格したる者に認めること。

第二章

第一節と大差をきく、第一節が初級中學校三年、上級中學校三年、青年學校三年とするを初級中學校二年、上級中學校四年、青年學校四年とせんとするものである。

右表の説明

一、該表青年院庭長の質疑は國民一般の要望であるが、現在の方針である八ヶ年より九ヶ年（小學校六年、初級中學校三年）とするとか望をしい。但故それは現在の國民生活が高等教養程度では國民生活が必ずある産業、政治、文化の理解に不十分である所多く、且ち現行の章と記すら實現しない有様である。これは教育方法の如何による

か、年限の不足による點も大きい。

一、該表有九ヶ年とする場合にばこれを二段とし、六年もの小學校と二年間の初級中學校と併分つことが望ましい。何故ならば生理的心理的に發展段階の著しく異なる兒童を一つ学級にて教えることには多くの困難があるからである。では又小學校終了後が上級學科に進學することに於て、兒童は漸次増加するの上を待て、結局上一層まで教葉を上げ得るからである。

一、第二節は進行而國民一般の上級學科をそのまま初級中學校と分するが、をやつてゐるが、一年間のためには國民一般の上級學科と分するが、これが初級學科終了の時刻に於て分けてゐるが、これが國民一般の上級學科より上級化を暗示することとなりがい。青年教育以上の學科への進学は、必ず卒業したることが望ましい。

一上級中学校は初級中学校に於て中等程度の普通教育を修めた者を入れ、せしめることとする故、ここでは一層高等なる普通教育を施すことが出来、又職業教育を施すこととも出来る。ここに於て國民中堅層となるべき者を十分に養成することが出来る。第二系に於て四年間としてあるのは第一系に比して事務教育一ヶ年不足してゐる者を十分に訓練して、現在の高等学校又は専門学校の二年に近い程度の人物養成を目指してゐるからである。

一、第一系及び第二系の目標と現行課との間の最も大きい差は専門学校の有益的新である。専門学校をするものは官立では主として医・工・農等の職業教育機關とおつてゐるが、現在では大学の文部部、工部部、農業部又はこれ等の單科大学の外で専門学校を設立しなければならないを理由は明らかではない。我が方面に於ても大學卒業の技術者の下に前記上級中学校卒業程度の授業者があれば、専門学校卒業の技術者の姿は少いであらうとの意見も多い。但しその外に専門学校出身者が大學出身者より志されたい地位に就かれ易い以上、前者の同

に好きしくない者もあるやうである。又専門學校出身者がかかる種種の困難がれ易い以上それ等の人々の向上心・研究心等も頗り易いとの聲もある。これ等の點から見て専門学校及びそれと同程度の専門教育を受けるならば内容を更に充實して大いとぞとが望をしい。

一上級中学校より大學へ入るし、四ヶ年又は五ヶ年で大學卒業とするところを各学部の基礎的学科の修了向け得るやうに工夫するならば、卒業の低下かるるでめらうとの心配がぶり来る。しかし上級中学校に於て現在の高等学校二年程度に近い教育を施し、大學に於て最初の登録一年を各学部の基礎的学科の修了向け得るやうに工夫するならば、卒業力及び職業見地於て何等現在の者より暫時低下を免ることなくしてゐらうと考へられる。假りに該分の當下があるとして、現在大學卒業生一人、専門學校卒業生三八の合計にて出る者が大學卒業生四人となつて出ることと據、國民の文化水準の上昇は今日より前一前に上昇すると考へられる。又又大學卒業綜合大典の上に於ける大學院に於ける研究指導の方法を改善することに於て、今日以上に一層有能の人材を多く

世に赴ることも出来る。

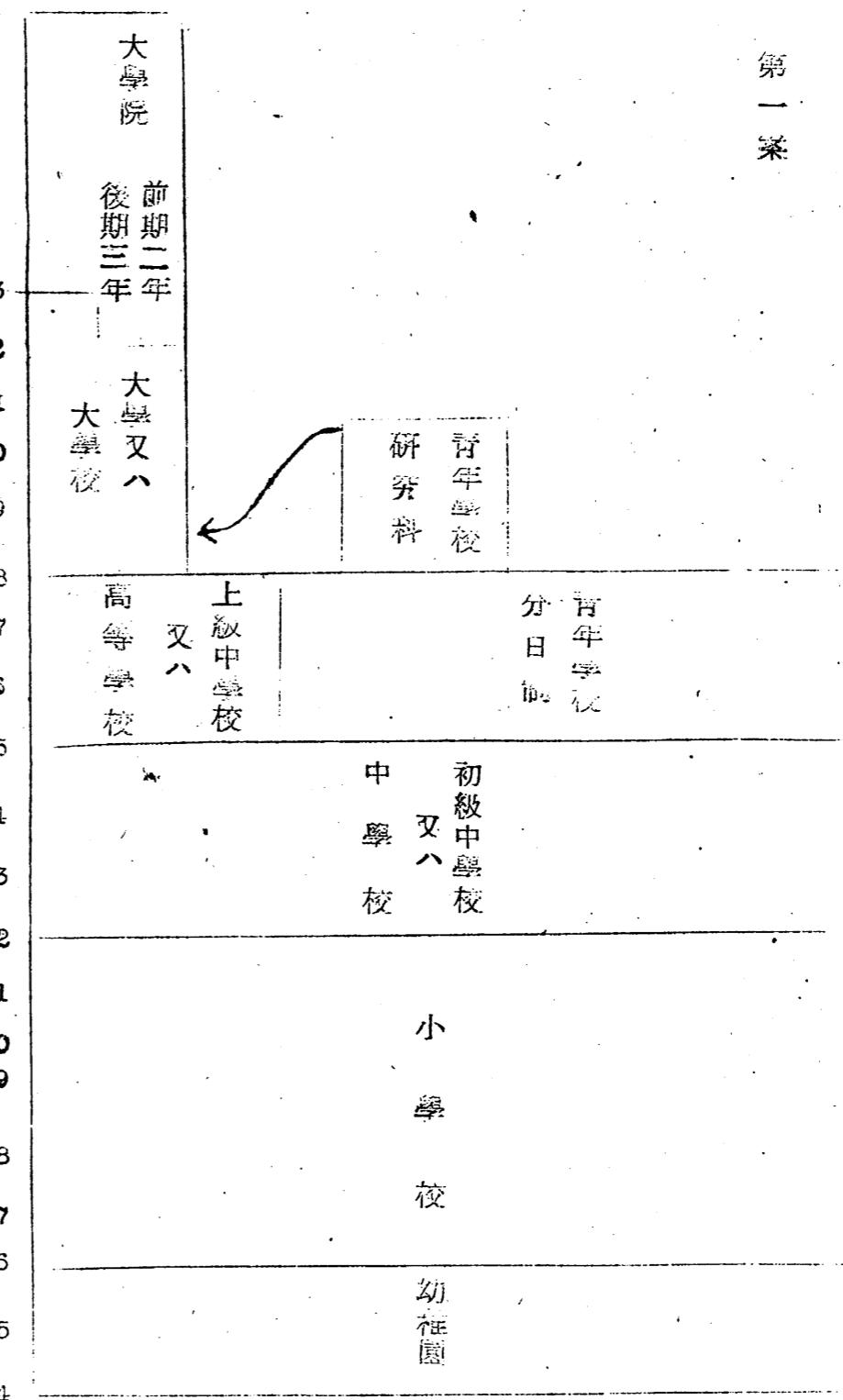
以上の如きを踏まして、所詮高等學校の教師といはれてゐる本の著者、ふ等校がなくなる故、人物紹介とならざいといふ壯麗かがつた。所詮高等學校の教師であるものは、論述の餘地のことであるが、それは高等學校でなければ、養へないもので、やらうか。大正八九年頃までの高等學校とその後の高等學校とでは、この風氣の形成に本からりの差があるのではないかからうか。卒業後直ぐ次に来るものに對する配慮の有無が、この程度の養成に影響があるといはれてゐるが、もしそうであるならば、それは中學校に於ても十分に發ひ得るものである。要は上級學校が下級學校の教育を信託する態度を確立することである。

尙現在の高等學校の特徴の一つか特徴の如き人物養成に在りとすれば、現在三十餘校の高等學校生徒のみが大學に進學する結果、彼のみが将来國家社會の指導者となるの特徴を享くこととなる。又何の特色が大學教育の窓の詰学の修得に在りとすれば、夫れは寧ろ現在の船頭の諺りを示すものであつて、豈ろ夫れ以前の學校に於て學習するを餘れりとす。

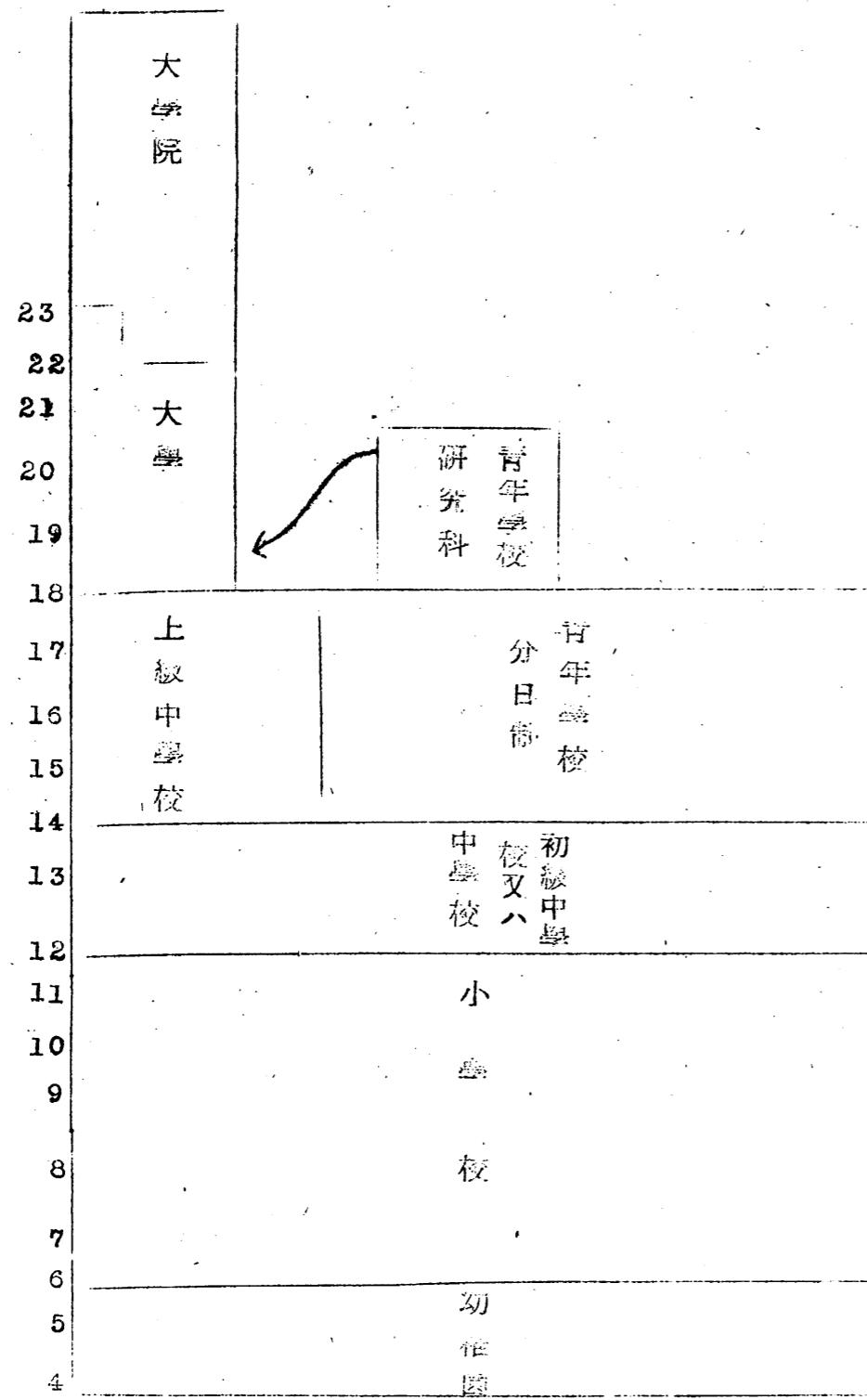
一時紀事記は殊く繋びついてゐる凶事は一擇せべきであるが、筆者も萬に拘はる教員を養成するのには各處堅に新舊大學の異なることが望ましい。多數の教員を補充していくだけかかる大學のあることか否か、都合である。但し、管入率は他の大学と全く同じ立場にあるもので、それには大學院にて二年位研究を重ねた者にして必定試験に合格した者とするが適當である。

上級中學校は現在の高等學校二年に近い程度の知識を加すものである故、その知識もかなり専門的知識を備へてのでければならない。随つてそれは大學院にて二年位研究を重ねた者にして必定試験に合格した者とするが適當である。

第一案



第二案



四、教員助會又は教育者聯盟に於する意見

一、其の本質

教員助會又は教育者聯盟は本來憲法の保障せる権利の實現に表き助力互府の精神に與りて知成せらるゝ教員の正義的・政治的・道徳的たるべきものとす從て教育行政當局も又該が最も其の成立を支持すべからざるは勿體、寧ろ選んで其の成立を奨励し且其の運営なる發達を助長すべしものなり。

二、其の目的

教員助會又は教育者聯盟は其の民主的・道徳的活動に於り左記の目標の達成に努むべきものとす。

(一)生活條件の改善、地位の決定

(二)知識の研鑽、德業の涵養、社會奉仕の開拓

(三)教育制度の革新、教育內容の充實、學校運営の民主化

(四)福祉増進、相互扶助

三、其の組織

教員助會又は教育者聯盟の組織、其等は各助會又は各聯合會の連合等を以て構成するを原則とするも、機能次の如く成る所達審とすべし。

(一)其の單位組織は一定地域へ附へば都、府、縣、内、外於ける所連合組織の幹部は會長の選舉に依るものとす。

(二)上記の幹部組織は更に改組團の一定地域へ附へば各府、縣、内、外於ける所連合組織に奉公する幹部へ其の主を含む一級として成立す、但し其の幹部は會長の選舉に依るものとす。

(三)上記の幹部組織は更に改組團の一級地域へ附へば各府、縣、内、外於ける所連合組織に奉公する幹部へ其の主を含む一級として成立す、但し其の幹部は會長の選舉に依るものとす。

(四)上記の幹部組織は更に改組團の二級地域へ附へば各府、縣、内、外於ける所連合組織に奉公する幹部へ其の主を含む一級として成立す、但し其の幹部は會長の選舉に依るものとす。

(五)上記の幹部組織は更に改組團の三級地域へ附へば各府、縣、内、外於ける所連合組織に奉公する幹部へ其の主を含む一級として成立す、但し其の幹部は會長の選舉に依るものとす。

(六)上記の幹部組織は更に改組團の四級地域へ附へば各府、縣、内、外於ける所連合組織に奉公する幹部へ其の主を含む一級として成立す、但し其の幹部は會長の選舉に依るものとす。

以經農務會又は教育者聯盟と勞働組合
於て音楽の労働組合と暗同様にして、表存せる教員組合にして労働組
合法に準據して設立せられたるもの少からざる實狀に在り、併しながら
教員は其の職責上青少年の教育指導に當るべき重大使命を有するこ
とに鑑み、監督又は監督の目的達成事務は常に誠實德能を旨とし顧に
經理自動を戒め、労働爭議に觸するが如き行動は禁めて之を遠くお
とを要す。

五 教育方法問題に関する意見

一 緒 言

教育の効果は、教育の方法によつて初めて實現せられ、その方法は教育建築の重點の置き方によつて異らねばならぬ。今や我國教育全面の刷新が企圖せられる時、教育制度、學校體系等と共に、教育の方面も亦全面検討を必要とするが、特に新日本の民主的國民性格のために、兒童生徒の自主性と社會性と、そのためには必要な自發的能動的性格を發展強化せしむべき方法の研究は最も急務である。米國教育使節團が、他の重要な問題と共に、教育方法問題を強く取り上げて、我國の從來の教育方法の弱點を指摘せるのも、此の點に既てあると考へられる。しかもそれらの弱點は、我が國の進歩的教育者の疾くに自ら認められてゐるところであり、委員會は此の機會において、その刷新の實現を切望して已まない。

但、教育の方法は、教育の目的が一面に偏してならぬと同じく、偏り用ゐらるべきものではなく、德性と知性、健康と知能、その他多くの重要な關係と連ぶと考慮せられなければならない。又、教育の方法は、

二 教育方法刷新のための基底概念

13

III - 12

單に技術的方法に止まらずして、教師の人格と教育精神とに俟つところ

が、極めて早く大きいことも常に重視せられてゐなければならぬ。たゞ茲には、正しき教育方法の廣く深き翼ゆきと輪とを背景として、特に刷新を急とする點を強調せるものである。

(一) 教師の教育活動の主眼點の置きどころとしての兒童と教科。

教育方法は、部分的に末端的に、こまかに運用されなければならない、どこまでも實際の作用であるが、それを大きく方向づけるものは、教育活動に關する觀念による。その基底觀念の主なるものを擧げる。

(一) 教師の教育活動は、兒童と教科といづれをも軽視することは許されないが、從來の通念には、教科を主眼とする傾きがあり、極言すれば、教科のための教育とさへなる風がないでもなかつた。この場合、教師の教育的關心も方法的工夫も、教科を兒童への、所謂教へ方に偏し、注入主義、記憶主義でないにしても、専ら受け取らせ方の苦心に終るのは免れ

ない。その結果、児童の自發的能動性の發展に機會が與へられない。これに對し、児童の生活々動の教育に主眼點を置く場合には、教師の開心と方法的工夫は、強く児童に向けられ、又児童の教育心理的法則によつて考慮せられ、教科は寧ろ、そのための具となるともいへる。教科を児童を教科によつての教育ともなるのである。勿論、教科はその文化價值と、その各種の心理性とに基いて尊重せられ、そこに教師の開心は常に大でなければならぬが、児童をして教科の容器に止まらしめてならないことは、それ以上大きな關心でなければならぬ。教科本位の教育方法に對して、児童本位の教育方法ともいはるゝものゝ別が茲に生ずるのである。

(二) 教育活動の場としての學校觀一單なる教育の場所か、教育機能の場か。

教師の教育活動を方向づけるものゝ一つとして、學校に就ての考へ方がある。素より學校は、そこで教師が教育する場であるけれども、それはたゞ學校において教育するといふ意味と、學校によつて教育を行はれ

しめるといふ意味とで、二つの異つた觀念になる。前者の學校觀にあつては、教師の直接活動—講義、説明、等が教育方法の主動にならなければならぬ。而して、そこにはその教育的方法が、所謂教授法の狭い意味で工夫せられ又いろいろ發達もする。しかし、教師即ち大人の活動に直接に指導せられる時、児童自身の生活は必ずしも充分に發展しない。巧妙なる教授法によつて、却つて児童の自發的能動的發展が、親切に止せられたりする。學校が教師のための教壇と児童のための小さい机と腰掛だけである場合、それは免れないことである。これに對して、後者の考へ方、即ち學校によつて教育が行はれるとする學校觀にあつては、學校はたゞ場所でなく、児童をして自己學習活動を、活潑に豊富に又組織的に誘發せしめられ、充實せしめられるやうに施設せられた、それ自身教育方法でなければならぬのである。児童が旺んな自發活動性、興味性、創造性、工作性をもつものであることは兒童心理學の證明するところであるが、それが實生活々動となるためには、環境の機會を俟たなければならぬ。たゞ壁に囲まれた空虚な教室において多く期待せられるも

のでない。その環境的機會を具備するところに學校の教育性が認められるのであり、そこでこそ兒童が自己の生活々動で自己の生活々動を教育する教育方法が實現されるのである。これを要約して教師本位の教育法に對する生活本位の教育法ともいひ得るが、その環境の教育的充實と生活の指導とは、一つに教師の方法的活動によつて完ふせられるもので、その意味では決して教師本位が否完せられるものではない。自分の身だけを以てする直接活動よりも如何に多くの苦心と努力を要することかも知れぬ位である。しかも、この點において、我が國の學校の餘りにも貧弱な事は、たゞに經費上の理由によるだけでなく、學校觀そのものの、舊式なるによるものでなからうか。この學校觀が訂正せられ、學校經營の重點が茲に置かれないと、新教育方法の效果の擧がらないことは、從來の種々の教育法の實驗の遺憾ながら示した通りである。

(三) 教育方法の要具としての教科書觀

教科書は教科を代表する。従つて教科に就て考へられたことが、教科書の教育における位置を明らかにする。しかし、教科書は圖書と文字と

の尊重に偏する舊來の學校教育觀において、特殊の位置を與へられてゐるが故に、それが教育方法に影響するところは甚だ多い。若し教科書が教育の中心とされるならば、兒童の生活々動は受動的ならざるを得ず、少くも讀書興味の自發に限られ、それも實は知識受領の傾向に終らしめるであらう。然らば、如何なる教科書こそ眞の教科書であるかといふことは容易に定言し難いとして、學校といふ自己學習の場には、自ら讀書し、引用し参考し、以て學習の實質資材とする多くの本と、それをたよりに自學自習を促され又進められ得る指導書と、二種の教科書がなくてはなるまい。今日の教科書は、そのどちらでもなく、どちらでもあらうとするところに頗る不徹底なる教具になつてゐる。教科書に對する正しい考へ方は、教育方法の正しい結果であると共に、自發をなすものともいへるであらう。

三、よき教育方法實現のために 前述せる基底觀念の上に、その實現のために必要な諸點を、次の如く

教へることが出来る。

(一) 教師の就任前教育及就任後再教育における教育心理學の重視
このことは、現代教育科學の通念として、更めて擧げるまでもないが、我が國の事際として未だ甚だ不充分なのを遺憾とする。即ち、教育心理學の知識が、實際の教育方法に浸透してゐないと共に、~~教育~~心理學たる教育心理學が實際に密着して研究せられてゐない兩面の缺點がある。これが解決の一策としては、我が國教育のための教育心理學を、個人的的研究に委ねず、一大研究機構の下に集積完成すべきである。教育研究所の必要は教育全般の必要であるが、その一大要件が教育心理學にあるのを見落してはならない。尙また、教育心理學は教育の實際經驗を基礎としてこそ研究を周到ならしめ得るものである性質から、就任後の教師再教育において、大に力を入れらるべきである。

(二) 學校經營における教育方法的諸施設の充實

この點は経費に關係することであり、我が國の現状において多くを望み難いかも知れないが、學校長、教師と共に、學校官僚、事務者全体の

解と努力とを希望して己はない。兒童圖書館、標本、各教科の實驗設備、幻燈、映畫、ラヂオ等を始めとして、教室工場化の諸施設、皆學校としての必須要件であり、更に、實社會に出づるに先立ちても、各専門の職業教育に進むに先立ちても、一應與へらるべき職業指導のための、各種職業活動の設備も必ず用意せらるべきである。

(三) 學校外諸社會教育施設との協給とその組織的活用の重要

學校が自ら各種の教育方法的施設を具ふると共に、廣く社會教育施設を活用することも極めて有利であり、教師の一努力でなければならぬ。又、それらの諸施設の積極的關心でもなければならぬ。たとへば、圖書館、博物館、動物園、植物園、美術館、更には映畫館、劇場等皆、學校の教育方法の擴張として用ゐらるべきであつて、從來の所謂見學の程度に止まらず、組織的に、學校教室の一端の如き自在と徹底とを以て活用せられる時、その個々の教科自體の便宜たる以上、公共訓練の上に、獨自の方法となり得るであらう。このことに含まれるが、特に工夫せらるべきはラヂオの學校教育に対する利用價値である。我國において

ても疾くに着目せられてゐながら、未だ極めて粗淺の状態を免れない。放送事業者と共に學校教育富事者の、一段の理解と熱意を望まずにゐられない。

第四　児童の學習態度そのものを指導する諸方法の採用

教育方法の問題は、児童の學習態度の問題に歸着するといつてもよい。上來述べ來れるところも、つまりは児童の學習態度の啓發を期するものであるが、更に、直接に、學習態度そのものを練習せしめ、指導し得る如き方法の採用は、怠慢なく教師によつて行はれなければならない。その方法は種々あるであらうが、教師對児童の教育形態でないことは一つであつて、児童をして、自ら動き、自ら研究せしめると共に、児童相互の間に、よく語り、よく聽き、よく交渉し、よく協力し、よく助けられ、斯くして、自主的・社會的・自發的能動的・性格の發展を奎ふのであり、そのためには、作業、殊に合同作業、グループによる共同學習、討論による相互研究、自治的集團活動等の教育方法が有效なることは言を俟たぬ。しかも、それらは、たゞ個々の教育方法の新らしい型として取り入れら

17

れるに止まらず、眞に児童の生活的自發に發動せしめてこそ、眞に教育的意義を發揮し得るものである。而して、児童の生活的自發の最も眞純活潑なるものは遊戯生活であつて、その價値が理解せられ、遊戯から作業と研究への展開過程を、各児童において正しく経験せしむることは、児童の自學態度の指導の原點でなければならぬ。この意味において遊戯指導等の教育を第一義とする幼兒期の幼稚園教育が、就學後の正しい學習態度によき基礎となることも考へられるのである。

四 正しい教育法の實現に對する障礙の除去

教育方法は、どこまでも實際の問題である、如何に理論的研究があり、實際的技能があつても、學校と教師との實狀態に、その障碍が存する時は、實現は困難ならざるを得ない。しかも、その障碍は狹義の方法問題を超へて、教育制度、學校體系、教師問題等に屬することが多く、それぞれの方面からの解決なくしては如何ともなし難く、我が國教育のための深憂として、強く訴へざるを得ない。以下その主なるものを擧げる。

(一) 学級児童數の過多

新らしい教育方法のすべては、児童の個性に重きを置き、又個の活動を基礎とするといつてよいが、學校児童數が時に六十を越ゆる多數の場合には、到底秩序ある自由活動を許し難く、亂雜か或は統制かの己むを得ないであらう。教師を多くし、教室の使用を繁くしても、児童の一學級定員を限定することは、教育方法の立場からは緊急である。

(二) 教科課程の割一

児童そのものゝ生活發展を主目標とする時、學校により、年度により、更に児童個々により、その進度と質とが必ずしも同一であり得ぬこと、同一でなくてよいことは當然である。それを割一固定の標準化せんとする要求のために、教育方法の活潑な運営が妨げられることは明かである。この點において社會及び家庭にある謬見は速かに除かれなければならぬ。

(三) 試験による成績順位及入學資格の取扱

前述の標準化を如實にもらはずるものとして試験による成績順位及入學

18

資格の決定ほど、児童の生活性發展の眞教育法を妨害するものはない。それがあるがために、教師も児童も教科主義、記憶主義に植らざるを得なくなるのである。試験を用ふるとすれば教育方法の一つとして、よく選ばれた問題によるべきであつて、決して成績に拘する審判法であつてはならない。

(四) 教育方法の用意なき教師の無資格

教師の資格が、その人格にあり、その教科の知能にあると言を俟たないが、児童の生活々動を主對象とする限り、方法の教育科學的用意なきものは、教師の資格をきども當然である。戰時中、教育方法に理解なき助教が如何に國民學校の児童に不利であつたかは已むを得ない事様であつたとしても、中等學校の教師に知識本位で、教育方法観視の風のあつたことは、中等教育の變遷の障礙であつたのであるといはれる。

(五) 教師の過勞問題

教育の方法、殊に児童の生活々動を主對象とする方法が、激刺たる教師の精力によつてのみ實現せられることは言を俟ため。しかも此點に

おいて、現在の教師に對する社會的尊重、その日々の職務の理解、その身分保證及び生活保證は、決して適正なりといへない。此の缺陷が解決せられない限り、教育方法は最も深い障礙を免れないとあらう。教育のため深憂とするところである。

六、國語國字問題に關する意見

一、國語國字の簡易化をはかること

現在の國語國字には、わかりにくい漢語や讀みにくく漢字が多さに過ぎ、また表現の上においても、漢文脈や歐文脈のむづかしいひまほしが交つてゐて、一般國民の言語生活か、これによつてわづらはされ、これが國民教育の徹底をさまたげてゐることは、世界周知の事實である。この支障をとり除くための運動は、明治初年以來しばしば繰返されてゐるが、なほ十分にその效果ををさめるに至つてゐない。しかし、今や譜事一新の機に際して、はやくも民間には國語國字の簡易化の新しい動きが勢を得て來てゐる。一國文教の府たる文部省は、よろしくこの氣運を察して舊態をあらため、國民文化の向上のためにも、一日もはやくこの方面に積極的の努力を重ねられるべきである。譜論の時期はすでに過ぎてゐる。

國語國字の簡易化は、その範囲かすこぶる廣きにわたるか、われわれは、まづ最初にとりあげられるべきものとして、次の諸項目に筆を書きお

20

二、文体の統一

現在世に行はれてゐる文体は口語文体普通文体書簡文体などさまざまであるが、從來の慣行にこだはらず、文章はすべて口語文体によることとする。國家の法令布達願届をはじめ官廳や會社の往復文なども口語文体による。法令などの假名も主として平假名を用ひ、また、濁點半濁點句讀點を廃すことにする。

三、漢語の整理

むづかしい漢語、耳に聞いただけではわからぬやうな漢語はつかはめやうにする。あて字の使用はやめる。學術用語などについても、ひ方のむづかしいものはやめる。字數に制限を加へるばかりでなく、運用にも制限を加へる。

四、漢字の制限

むづかしい漢字はつかはないやうにする。やさしい漢字でもつかはめやうにする。あて字の使用はやめる。學術用語などについても、書葉と文字との兩面から、その平明化に注意する。

漢字の書訓の整理にも及ぶ。字体の整理も必要である。

四 假名遣問題の解決

漢字の制限の結果は、漢字のかはりに假名を用ゐる機会を一そく多からしめることになるから、假名遣の問題が重要性をもつ。

假名遣は、字音假名遣を表音的のものにあらためることについては異論が少いか、國語假名遣については、今在洋歴史的假名遣を主張するものか相當に多いから、しばらく表音的のものを許容する程度にとどめておくべきであらうか。

五 横書きの問題の解決

横書きの場合は、原則として左から書くことと定めてよい。

二、國語の純化をはかること

國語の簡易化は、決して國語文化の水準の低下を意味するものではない、むしろこれによつて國語の簡素美の發揚をも期待し得るはずである。それはともかくも、われわれは、われわれが祖先から傳承して來てゐる日本語を、ますますよく磨きあげて、これを後世千孫に譲り傳へる義務

をもつてゐる。國語の純正をそこなつてはならないことはいふまでもない。その純正を保持するために、またさらにこれを磨きあげるために、われわれは常に意を國語の愛護に注かなければならぬ。標準語の制定、標準音の検討、標準語彙の選定、標準語法の整理、外來語の問題をはじめ、國語の純化をめぐつてなされるべき調査研究の事項はかなり多いのである。これらは、單に學究のみまかせておくべき事からではない。文教當局は國語政策に無關心であつてはならないのである。

三、ローマ字問題の處理について

ローマ字の學習についても、割一的にこれを全國に行はしめることは困難でもあり、また不當でもある。少くとも都市と村落との間に差別をたてる必要がある。いづれにせよ、これは學校長の裁量にまかせ民度早である。

ローマ字の學習についても、割一的にこれを全國に行はしめることは困難でもあり、また不當でもある。少くとも都市と村落との間に差別をたてる必要がある。いづれにせよ、これは學校長の裁量にまかせ民度

民情に應じてとりはからひ得ることにするのが適當であらう。

四、現代語の調査研究を進めること

國語國字の簡易化をはかる上からみても、國語の純化を考える上から見ても、まづその對象となる現代語の調査研究の必要であることはいふまでもない。國民學校の國語の教科書の編纂に當つても、あらかじめどれだけの語彙を授けるかの基礎調査か現代語の調査研究の上に出來てゐなければならぬ。しかるに、從來この方面のことはあまり顧みられてゐない。學研における研究事項のうちにこれに觸れてゐるものもあるが、それは小規模のものである。われわれは、この點について、文教當局か特に考慮をはらはれることを要望する。

五、現代日本語大辭書の編纂事業をおこすこと

わが國において、從來大規模の國語大辭書特に歴史的大辭書の編纂事業が全く顧みられなかつたのは遺憾である。われわれは、歴史的大辭書の一環として、前項の現代日本語の調査研究の事業と表裏一体をなすものとして、現代日本語大辭書の編纂の事業を起されんことを提唱する。

これは、新生日本の出發地當つて、さはめて意義の深いものがあると想する。